



# ◆ 供託書の記載例

## 例) 輸入許可前貨物引取承認

提出部数 ➡ 1部(税関用のみ)

### 記載の説明(書き方)

- ①日付:供託した日
- ②供託所:供託する法務局を記載  
 ②注 供託所は、担保提供を行う税関官署の近くに所在する法務局に供託するのが望ましい
- ③供託者:担保提供者(輸入者)の住所、氏名を記載
- ④被供託者:国(具体的な官庁の名称は、備考欄に記載)
- ⑤法令条項:記載できない場合は、備考欄に記載
- ⑥供託番号:供託金を振込後、供託所から振り出される番号
- ⑦供託の原因:供託する原因を記載
- ⑧備考:通関予定官署を記載(記載例は全国一括の場合)
- ⑧' 法令条項:担保を提供する根拠とされる法律名及び条、項を記入する→参考資料「適用法令一覧」  
 注)法令条項が違ってる場合は受理できない

②注 供託金額:供託金額の全額が担保限度額とはならない。  
 担保限度額は、供託金額の93%  
 理由は、納税できなかった場合に係る延滞税を考慮するため。

(雑)		字加入 字削除	頁 /
申請年月日	令和 ◆ 年 2 月 15 日 ①	法令条項	備考欄の通り⑤ 令和◆年度金第×××××号⑥
供託所の表示	東京法務局 ② 注	供託の原因たる事実	供託者は、輸入(納税)申告後、税関長から輸入許可前に貨物の引取承認を受けるため、その担保として、関税額、消費税額及び地方消費税額に相当する金5,000万円を供託する。 ⑦
供託者の住所氏名	〒▲▲-▲▲▲▲ 東京都中央区銀座▼-▼▼-▼▼ 株式会社 財務商会 代表取締役 大蔵 太郎 ③		
被供託者の住所氏名	国 ④	1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権 2. 反対給付の内容	備考 官庁の名称: 全国の税関官署の長 ⑧ 法令条項: 関税法第73条第1項、地方税法72条の100第1項 ⑧' 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第9条第2項
供託金額	¥50,000,000円 ②注		

上記金額を受理する。

供託金額を受領を証する。

令和◆年2月15日  
東京法務局  
供託官 ★★ ★★

令和◆年2月15日  
東京法務局  
供託官 ★★ ★★